

平成24年 6月20日

第1～3学年の学生及び保護者の皆様

鶴岡工業高等専門学校
事務部長 落合 義忠

高等学校等就学支援金の加算支給申請に関する手続きについて（ご依頼）

日頃より、本校の学校運営にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、平成24年7月～25年6月対象期間の「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」の提出については、平成24年6月25日（月）を提出期限として、先日6月1日付けにてお知らせしているところですが、6月14日付けで文部科学省から取扱いについて通知がありましたので、お知らせいたします。

この度の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令」等の改正により、平成22年度税制改正において、扶養控除の見直しが行われたことに伴い、支給限度額の加算の判定に影響が生じることに対応するため、平成24年7月分以降の1.5倍加算の基準が別添1のとおり変更されることとなりました。（平成24年7月1日施行予定）

1.5倍加算の基準の変更に関し、事前にお知らせしていた方式と異なる方式を採ることにつきましては、政令改正等に伴うものであり、短時間での申請となり、お手数をおかけし大変申し訳ございませんが、何とぞご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。（提出期限を延長いたします。）

なお、下記「加算支給対象条件」を満たしている方が加算支給の対象となります。 全員が提出するものではありませんので併せてお知らせいたします。

記

【加算支給対象条件】

保護者全員（父・母両方）の課税証明書等に記載されている 市町村民税所得割額の合計額が下記に該当する世帯
※別添1に記載の【早見表】（H24.7～H25.6分の加算の基準）を参照して下さい。

市町村民税所得割の額：18,900円に①、②の合計を加えた額未満

① 16歳未満の扶養親族の数×21,300円

② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

※年齢は、平成23年12月31日現在。

（同年1月1日～12月30日に死亡した扶養親族は、その死亡の日現在。）

【提出書類】

- ①高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書（学生本人又は保護者が申請します。）
- ②保護者（父・母両方）の課税証明書（全部事項照明）等
（父子母子家庭の方については、証明書1部となりますが、その旨明示・証明されたものをお願いいたします。併せて、届出書中、保護者が1人の場合に該当し理由の記入をお願いいたします。）
- ③ 19歳未満の扶養親族に関する申立書【新規】（本紙裏面参照）
- ④ 健康保険証の写し（③に記載する扶養親族の人数分）【新規】

備考：(1)課税証明書の取得及び提出については、保護者の方のご協力をお願いします。今回提出していただく課税証明書等は、平成24年度証明書（平成23年1月1日～12月31日までの所得に基づく証明書）となります。

(2)加算が適用される期間は、原則として、平成24年7月から平成25年6月（第3学年は、平成25年3月）までです。

(3)届出後に婚姻又はその解消等により、保護者に変更がある場合には、改めて届出書等の提出が必要となります。

【提出期限・場所】

期 限：平成24年7月10日（火）

場 所：鶴岡工業高等専門学校 学生課学生係（郵送可）

（郵送の場合の送付先）

〒997-8511 山形県鶴岡市井岡字沢田104

【本件に関する問い合わせ先】

総務課財務係 0235-25-9046

学生課学生係 0235-25-9027